

令和6年度

業務委託仕様書

公示用

業務名称

西車両基地排水管清掃業務

札幌市交通局高速電車部施設課

西車兩基地排水管清掃業務

西車両基地 (札幌市西区二十四軒1条4丁目)

契約書に示す着手の日から令和 6 年 12 月 17 日まで

本業務は、西車両基地に敷設している屋内外の排水管等を、高圧水噴射機・圧縮空気・薬品・ワイヤー等を使用して洗浄するものである。

- (1) 本業務を実施するには、事前に工程表を提出するとともに委託者と十分打合せを行い、委託者業務に支障のないよう円滑な進行を図ること。
- (2) 本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守し、業務従事者は十分な経験を有した者が実施すること。
- (3) 業務対象場所等においては、列車運行に関する重要かつ高価な設備等が多いので、作業の安全及び関連機器設備へ障害を与えぬように十分注意をすること。
- (4) 本業務による作業時間は、原則として工場棟：9時00分～17時00分とするが、支障のあるものは時間外とする。なお、地下鉄車両の配置により日中であっても作業時間が限られる、または作業ができないことがあるため、実施工程表を作成する前に発注者と協議の上、作業可能日を確認すること。

配管の閉塞状態が著しいため、1日で1系統程度の作業とするなど、余裕のある工程を立案すること。また、委託者が指示する時間に対しても、十分対処できること。

- (5) 工程表上は作業可能日であっても、突発的な車両の出入庫やその他作業の発生により、作業の中断・変更を要請する場合があるため、委託者の指示に従うこと。
- (6) 業務中に不慮の事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に従うこと。
- (7) 本業務に必要な工具、消耗品及び交換部品は、原則として受託者負担とする。
- (8) 業務完了後の清掃、片付け等については、完全に実施すること。
- (9) 本業務で発生した廃棄物については、再使用、再生利用、適正な処理を行うこと。

提出書類はすべてA4サイズとする。

- | | | | |
|-----|------------------------------|-----|----------------------|
| (1) | 業務着手時 | | |
| | ・ 業務着手届 | 1 部 | 着手と同時に
袋綴じし、割印のこと |
| | 業務責任者及び作業員名簿（自社職員） | | |
| | 業務責任者経歴書 | | |
| | 資格一覧（氏名、資格免許の写し添付） | | |
| | 連絡体制表（緊急連絡先含む） | | |
| | 協力業者及び作業内容 | | |
| | 業務日程表 | | |
| (2) | 業務実施時 | 1 部 | 作業の5日以上前 |
| | ・ 実施工程表 | | |
| (3) | 業務完了時 | | |
| | ・ 業務完了届 | 2 部 | 完了と同時に |
| | ・ 業務完了報告書 | 2 部 | 完了と同時に |
| | ・ 作業写真 | 2 部 | 完了と同時に |
| | 報告書、作業写真については書類と別に電子データ（CD等） | 1 部 | |

7 作業内容

下記の範囲について、排水管および樹を高圧水噴射機等を使用して洗浄・消毒を行う。
作業範囲の詳細は別添排水管経路図を参照すること。（内訳書の数量は参考とする）

【工場線】圧送管A

- (1) P-304 集結槽からP-303 集結槽（湧）までの送水管
- (2) P-303 集結槽（湧）から地上汚水樹までの送水管（湧水系統）
- (3) P-308 集結槽からP-307 集結槽までの送水管
- (4) P-307 集結槽から地上汚水樹までの送水管（湧水系統）
- (5) P-303 地上汚水樹からP-307 地上汚水樹までの送水管
- (6) P-303 地上汚水樹から下水本管までの送水管
- (7) P-406 地上汚水樹からP-409 地上汚水樹までの送水管
- (8) P-406 地上汚水樹から下水本管までの送水管
- (9) P-414・P416 集結槽からP-415 集結槽までの送水管
- (10) P-415 集結槽から地上汚水樹までの送水管
- (11) P-418・P419 集結槽からP-417 集結槽（湧）までの送水管
- (12) P-417 集結槽（湧）から地上汚水樹までの送水管（湧水系統）
- (13) P-415 地上汚水樹からP-417 地上汚水樹までの送水管
- (14) P-415 地上汚水樹から下水本管までの送水管

【工場線】圧送管B

- (15) P-303 集結槽（汚）から地上汚水樹までの送水管（汚水系統）
- (16) P-409 集結槽（汚）から地上汚水樹までの送水管（汚水系統）
- (17) P-409 集結槽（湧）から地上汚水樹までの送水管（湧水系統）
- (18) P-417 集結槽（汚）から地上汚水樹までの送水管（汚水系統）

8 業務完了報告書・作業写真の作成

作業実施後は、作業内容、配管の状態について業務完了報告書・作業写真を作成すること。

業務完了報告書には作業場所、実施日、使用機材、使用薬剤等を記載すること。作業前の詰まり状態、作業後の状態について所見を記載し、今後の清掃時期の目安を記載すること。各系統について、清掃前および清掃後の配管閉塞状態を百分率で記載すること。

また作業写真は、作業前・作業後の配管状態、各工程及び各作業の状況、使用資材等を撮影すること。配管内の状態については、ファイバースコープ等を用いて各径路3か所以上撮影すること。

9 契約不適合責任

業務完了後に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものを委託者が確認し、その原因が受託者の業務履行上の過失に起因する場合は、委託者の指示に従い、受託者が速やかに責任をもって修理復旧を行うこと。

10 法令遵守（コンプライアンス）の徹底

受託業務の実施にあたっては、法令違反または不適切行為を防止するため、法令及び作業ルール等の遵守を徹底すること。

11 札幌市環境マネジメントシステムの運用への協力

受託者は作業従事者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。

12 異常時等の報告

- (1) 本業務の従事中に、地下鉄駅及び関係施設内で、通常とは異なる事象（損傷、異音、発熱、臭いなど）及び不審者、不審物に気づいた場合には、些細なことでも躊躇なく、委託者に報告すること。
- (2) 本業務の従事中に、設備等が通常とは異なる事実気付いた場合には、委託者に積極的な報告を行うこと。

13 その他の特記事項

- (1) 本業務に関し疑義を生じた場合は、委託者と協議し業務履行に遺漏のないようにすること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、委託者と協議すること。
- (3) 業務の遂行については、作業者の健康に留意し必ず複数の人数で行うこと。
- (4) 業務以外で緊急又は臨時的に実施した業務については、内容、使用資材、処理等について、速やかに報告すること。
- (5) 対象の配管は高所に敷設されているため高所作業があり、かつ鉄分の析出により閉塞が著しいため、業務を履行するにあたっては十分な経験のある者が作業を行うこと。
- (6) 配管内清掃の際に必要な高圧洗浄車、リフト等は受託者にて用意すること。またその賃料、搬入および搬出等の費用は受託者の負担とする。

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局

令和 6 年 度

排 水 管 経 路 図

業務名称

西車両基地排水管清掃業務

札幌市交通局高速電車部施設課

